

国立大学法人電気通信大学初任給調整手当支給細則

制定 平成16年4月9日細則第13号
最終改正 令和7年2月21日細則第8号

(総則)

第1条 給与規程第24条の規定による初任給調整手当支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(範囲)

第2条 初任給調整手当を支給される職員は、保健管理センターに配置され、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日から37年、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を経た者にあつては38年を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している者には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第3条 初任給調整手当の月額は、採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床研修修了者は6年、実地修練修了者は5年)を超えることとなる職員(大学院の博士課程の所定の単位を取得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内に採用された職員を除く。)については採用の日からその超えることとなる期間(一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間)に相当する期間、この手当が支給されていたものとして調整された額を支給する。

2 離職により手当を支給されなくなった後に再び採用により初任給調整手当を支給される職員となった場合、前項の規定による支給期間に、既に支給されていた期間に相当する期間を加えた期間を算出し、その期間が35年を超えることとなる場合は、その超えることとなる期間に相当する期間この手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。ただし、35年を超えない場合は、前項による支給期間及び額となる。

3 休職(業務上又は通勤途上における傷病休職を除く。)の期間及び育児休業、介護休業又は自己啓発等休業の承認の期間は支給期間に含まれる。

(その他)

第4条 初任給調整手当は、職員の給与が給与規程第33条の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、初任給調整手当に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日細則第2号）

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日細則第12号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月20日細則第4号）

この細則は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月21日細則第17号）

この細則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日細則第12号）

この細則は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月1日細則第17号）

この細則は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月23日細則第25号）

この細則は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月20日細則第7号）

この細則は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月19日細則第6号）

この細則は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月22日細則第10号）

この細則は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月21日細則第8号）

この細則は、令和7年2月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

期間の区分	金額		期間の区分	金額
1年未満	51,600円		18年以上19年未満	30,200円
1年以上2年未満	51,600円		19年以上20年未満	28,800円
2年以上3年未満	51,600円		20年以上21年未満	27,400円
3年以上4年未満	51,600円		21年以上22年未満	26,800円
4年以上5年未満	51,600円		22年以上23年未満	26,200円
5年以上6年未満	51,600円		23年以上24年未満	25,200円
6年以上7年未満	49,800円		24年以上25年未満	24,600円
7年以上8年未満	48,000円		25年以上26年未満	24,000円
8年以上9年未満	46,200円		26年以上27年未満	23,400円
9年以上10年未満	44,400円		27年以上28年未満	22,800円
10年以上11年未満	42,600円		28年以上29年未満	22,000円
11年以上12年未満	40,800円		29年以上30年未満	21,700円
12年以上13年未満	39,000円		30年以上31年未満	21,300円
13年以上14年未満	37,200円		31年以上32年未満	20,700円
14年以上15年未満	35,800円		32年以上33年未満	19,800円
15年以上16年未満	34,400円		33年以上34年未満	18,900円
16年以上17年未満	33,000円		34年以上35年未満	18,200円
17年以上18年未満	31,600円			
備考：この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。				

